

新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第26号

新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例施行規則を廃止する規則

新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例施行規則（平成4年新潟県規則第108号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例を廃止する条例（令和3年新潟県条例第2号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる奨励措置については、この規則による廃止前の新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例施行規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。